

令和2年 5月22日

保護者各位

石垣市立大浜中学校
校長 島仲 信秀
(公印省略)

郡外に旅行した場合の登校の判断基準について（通知）

平素より、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力を頂き深く感謝申し上げます。

国は令和2年5月14日に、沖縄県を含む一部地域の緊急事態措置を解除しました。

石垣市教育委員会からも、5月25日から部活動を再開する等、学校における新たな対応の通知を受けました。また、「郡外に旅行した場合の登校・出勤の判断基準」についても見直しがありました。

それに伴い、本校においても、今後の対応を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み継続をよろしく願いいたします。

記

- 1 添付資料 : 郡外に旅行した場合の登校の判断基準について（※裏面に掲載）
- 2 適用期間 : 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みを必要とする当分の間
- 3 判断基準の対象者 : 大浜中学校 全生徒
- 4 この判断基準は5月21日（木）から実施とします。判断基準実施日以前から自宅待機している者においては、1週間を経過している場合は登校・出勤できることとします。

両面印刷